

熊谷市農業委員会
第20回総会議事録

令和5年3月28日（火）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第20回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和5年3月28日(火)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和5年3月28日(火)午後3時00分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 44名
- (2) 欠席数 3名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	欠	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	欠	大島 正	14	出	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	23	出	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	出	鯨井 章男	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議案第5号 競売買受適格者の証明について(第3条)

議案第6号 熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

議案第7号 熊谷市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示について

(2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条規定による届出について

報告事項(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(5) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)

報告事項(6) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満の農業用施設)

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第20回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。なお、農地利用最適化推進委員については28名中27名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、3番、塚田委員、5番、関口委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p> <p>議案第5号 競売買受適格者の証明について(第3条)</p> <p>議案第6号 熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について</p> <p>議案第7号 熊谷市農業委員会が保有する個人情報の保護に</p>

事務局	<p>関する規程の一部を改正する告示について 以上、7議案です。よろしくご審議願います。 各議案については概要説明とさせていただきます、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。 それでは、はじめに議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の概要説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書1頁、議案書資料1頁を御覧ください。 申請件数につきましては、全部で7件となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。 全案件とも譲受人が経営するすべての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われます。 農地法第3条2項の各号については、全件、許可要件のすべてを満たしております。 以上、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませぬか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第1号、農地法3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書3頁、議案書資料3頁を御覧ください。 議案説明に先立ちまして資料の訂正をお願いいたします。</p>

	<p>資料の議案番号9について2箇所削除をお願いします。</p> <p>一つ目は農地区分の欄の〇〇〇〇〇〇のみ1種の文言を削除し、2つ目は転用該当条文欄の令第11条第1項第2号二の文言を削除願います。</p> <p>この訂正につきましては、埼玉県職員より現地確認調査を踏まえ、こちらの案件についてはすべての農地が2種農地として判断できるとの指摘があったため訂正するものです。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については全9件、内訳は「自己用住宅」が7件、「特定建築条件付売買予定地」1件、「太陽光発電設備用地」1件です。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。</p> <p>議案書6頁から25頁、議案書資料4頁を御覧ください。</p> <p>申請件数は152件、289筆、523,422.00平方メートルです。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりで</p>

	<p>す。</p> <p>今回の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>なお、本案について、議事参与の制限に係る案件がありますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号948については、貸付人が、〇〇委員となっておりますので、〇〇委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは議案番号948について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第3号における議案番号948について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
議長	<p>続きまして、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局	<p>特に質疑、意見等もないようですのでこれより採決いたします。</p>

議案第 3 号における議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画 (案) に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案について概要を説明する。】

議案書 26 頁から 41 頁、議案書資料 5 頁を御覧ください。

今回の配分計画は、小原地区、奈良地区、秦南部地区、池上地区、中条地区、三尻地区、下川上地区、善ヶ島地区、弥藤吾地区の 9 地区の案件について審議していただきます。

貸借内容につきましては、議案書及び議案書資料のとおりとなっておりますので、御確認ください。

今回の農用地利用配分計画 (案) で設定する 179 筆は、農地のすべてを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することを考慮し作成しており、各要件を満たしていると考えます。

以上御審議の程、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。

事務局

特にございません。

議長

なお、本案につきましては議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。

議案番号 12、14～19、21、22、26、30、31、33、34、36、38～45、53 については、貸借権の設定を受ける者が、○○○○○○○○○○でありますので○○委員は一時退席をお願いします。

(○○委員 退席)

議長

それでは、議案番号 12、14～19、21、22、26、30、31、33、34、36、38～45、53 について、質疑、意見等を求めます。質疑意見等ございませんか。

議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号における、議案番号12、14～19、21、22、26、30、31、33、34、36、38～45、53について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は入室をお願いします。</p>
議長	<p>(〇〇委員 入室)</p> <p>続きまして、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号における、議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号競売買受適格者の証明について(第3条)についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書42頁、議案書資料6頁を御覧ください。</p> <p>競売買受適格者の証明については全1件です。</p> <p>譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われま。</p> <p>農地法第3条の第2項の各号については全件許可要件を全て満たしております。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>

議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませぬ。
議長	<p>本案につきましては、本日の審議により買受人が適格を有する旨を証明することを妥当とし、買受適格者証明書を交付し、その証明に沿った買受が実施されたと認められる場合は、本議決を持って所有権の移転に関する3条許可の議決をなしたものとみなすことも併せて承認いただくこととなりますので、慎重審議をお願いいたします。なお、証明に沿った買受かどうかの判断は会長が行うこととされております。</p> <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませぬか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号、競売買受適格者の証明について(第3条)を、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第6号、熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書43頁、議案書資料7頁を御覧ください。</p> <p>議案説明に先立ちまして資料の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書43頁、タイトルがあり第1 基本的な考え方の下に【参考文例】の文言がありますが、必要ありませんので【参考文例】の文言の削除をお願いします。大変申し訳ございませんでした。それでは説明に入ります。</p> <p>熊谷市農業委員会において指針はすでに策定済みとなっているところですが、資料の7頁、令和3年12月27日改定されたものが現在有効な指針となっております。</p> <p>しかし、令和5年4月1日の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、改正に沿った様式の指針に改めるよう国から指導が</p>

	<p>ございました。ただし、指導から新年度、4月1日までの期間が短いため目標の数値については現行のまま据え置きでも可ということに確認をとってございます。</p> <p>様式は変わりますが、目標数値の変更はないというふうに捉えていただければと思います。</p> <p>議案書44頁の第2及び議案書資料8頁の第2に遊休農地の発生防止解消について表が明示されております。</p> <p>数字は全く同一になっておりますので、その他の文言だけ、様式の作り方が変わっているという御理解でお願いいたします。</p> <p>今後につきまして本市においては、令和6年3月末に現行の指針の終期を迎えるため、令和5年度において新指針の検討を行うこととなります。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第7号、熊谷市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>熊谷市が出す告示が遅れたことから総会議案書資料の印刷に間に合わなかったため別紙ということになっております。</p> <p>別紙、議案第7号及び議案第7号議案書資料を御覧願いま</p>

	<p>す。</p> <p>議案書資料については正誤表となっております。</p> <p>個人情報保護法制の一元化に伴い、熊谷市農業委員会が保有する個人情報の保護に係る個人情報の保護に関する法律等の施行に関しては、熊谷市個人情報の保護に関する法律等施行規則の例によることとしたいのでこの案を提出するものです。</p> <p>今まで、個人情報保護条例ということで公共機関だけで適用される個人情報保護の法律が一本化されたことに伴いまして上位法が変わったため下位の法律、農業委員会がよるべき法令、条例及び規則が変わったことによる変更になります。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
森田農業委員	<p>議案第7号について再度説明をして頂きたい。</p>
議長	<p>事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>今まで、農業委員会が保有している農家台帳の情報などの個人情報の保護については、全て個人情報保護条例にのっとり処理しておりました。</p> <p>この個人情報保護条例については、上位法が変わることにより今回廃止をされることとなります。</p> <p>新たに熊谷市個人情報保護条例施行規則というものに準拠していくこととなります。きちんと正しい規則に準拠できるよう、今回の変更で改正をしていくというものでございます。</p>
森田農業委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他に、質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第7号、熊谷市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示について本案を承認するに</p>

	<p>賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>以上で全議案の審議が終了しました。</p> <p>続きまして、報告事項につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処分済み事項でありますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案はすべて終了いたしましたので議長の職を解かせていただきます。</p>
事務局次長	<p>木部会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【「令和5年度最適化活動の目標設定について」提案及び承認、農地法3条下限面積撤廃に伴う4月以降の取り扱いについての提案及び承認、不具合によるタブレット研修遅延の理由説明、農業振興課より令和5年度市単独事業及び標準農作業受託料金の説明、令和5年度予定の説明をそれぞれ行う】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは最後に、閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>
夏目会長職務代理	<p>(閉会のあいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p>

農業委員会事務局職員

局長
次長兼農政係長
主幹兼農地係長
主任
主任

浅見 和彦
佐藤 雅史
長谷川 幸弘
樋口 祥平
滝口 悠太

令和5年3月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 _____

署名委員 塚 田 修 _____

署名委員 関 口 久 夫 _____